

別記第二（第六十一条関係）（令二農水令八三・全改）

（表四）

漁業法第七十六条の規定により検査を受ける船舶の検査

第 号	年 月 日	検査官
官 職	氏 名	生 年 月 日
等 級		

（裏四）

漁業法（抄）

第七十六條 農林水産大臣又は都道府県知事は、この法律又はこの法律に基づく命令に規定する事項を処理するために必要であると認めるときは、漁業に關して必要な検査を極し、又は当該職員をして漁船、船舶、事業場若しくは事業所に臨み、その状態若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 農林水産大臣又は都道府県知事は、この法律又はこの法律に基づく命令に規定する事項を処理するために必要であると認めるときは、当該職員をして他人の土地に立ち入り、調査し、検査し、又は測量若しくは検査の必要な物を採取し、若しくは除去せしむることができる。

3 前二項の規定による当該職員がその職務を行う場合には、その身分を証明する書類を携帯し、要求があるときはこれを提示しなければならない。

第九十條 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処せらる。

（略）

六 第七十六條第一項の規定による報告を拒み、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは威嚇し、若しくは妨害した者

七 第七十六條第二項の規定による当該職員の測量、検査、採集又は除去を拒み、妨げ、又は妨害した者

備考 用紙の式は、経八十五ミリメートル、横六十一ミリメートルとする。